

2020年4月17日

公益社団法人 全日本トラック協会

会長 坂本 克己 殿

新型コロナウイルス感染症に関する トラック運輸産業からの緊急要請

全日本運輸産業労働組合連合会

中央執行委員長 難波 淳介



全国交通運輸労働組合総連合

中央執行委員長 園田 龍一



はじめに

貴協会におかれましては、業界の発展に向けて日夜ご奮闘されていることに、心より敬意を表します。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大防止にむけ、政府から緊急事態宣言が発出され、在宅勤務など外出自粛が求められる中、私たちトラック運輸産業は、食料や生活必需品はもとより、医療関係用品・医薬品など、国民生活や生命にかかわる物資の輸送を担うライフラインであると自負しております。

このような状況下、多くの企業においては、企業業績が悪化する中にありながらも、従業員の健康確保はもとより、取引先や配送先のお客様への感染防止の観点から、ドライバーのマスクの着用や手指の除菌などを励行するとともに、宅配便においては、配達時の対面を考慮した工夫など、様々な取り組みを実践しているところです。

しかしながら、ドライバーがマスクを着用していないことを理由に配送先の物流センターにおいて出入り禁止や荷受け拒否という対応がなされたり、個人宅での配達時に誹謗中傷を受けたり、挙句の果てには、ドライバーの子供が学校から登校を拒否され入学式・始業式を欠席せざるを得ないなどの状況が生じております。

結果、ドライバー自身はもとより家族への二次感染など健康面における不安から緊急事態宣言の対象となっている地域への運行を忌避する者や、思い余って退職を考える者も出始めており、人手不足の状況が加速するおそれがあります。また、事業者内でクラスターが発生した場合は、地域によって、物流が止まる可能性も危惧されるところです。

つきましては、ライフラインを止めない、「物流崩壊」による経済はもとより国民生活の破綻を惹起させないためにも、以下の6項目について緊急的に要請致します。

貴協会におかれましては、要請内容につきまして、与党ならびに行政、経済団体等に対して早急に要請いただきますようお願い申し上げます。

記

1. マスク・消毒液等の衛生用品について

前述の状況から、マスク・消毒液等の衛生用品の確保が急務ですが、事業者によっては備蓄がゼロというところもあり、個人で購入せざるを得ない状況もあります。

したがって、優先的な供給について関係各所に要請いただきますようお願いいたします。

2. トラック運輸産業に対する国民の理解と協力について

マスコミ等の報道では、逼迫する医療機関や、食料等を供給するスーパー・

百貨店やコンビニエンスストア、また、交通運輸の分野でも旅客輸送に関する状況は取り上げられておりますが、トラック運輸産業の情報は皆無であり、そのために、トラックドライバーが誹謗中傷を受けたり、差別的な扱いを受けることは誠に遺憾であります。

トラック輸送は国内物流の9割を担う社会インフラです。新型コロナウイルスの感染に脅威を感じているのは、外出自粛を余儀なくされている国民もトラック運輸産業に従事する労働者も同じであり、物流を止めてはならないという使命感によりトラック輸送は継続されている、その現状についても、国民や荷主に周知され理解が得られますよう、情報の発信をお願いいたします。

3. トラック運輸産業に従事する労働者の新型コロナウイルス感染時の補償ならびに雇用調整助成金のさらなる拡充について

トラック運輸産業はまさにライフラインであり、その就業時における新型コロナウイルスの感染が疑われる場合には、労働者災害補償保険の適用がなされることとなりましたが、その補償の充実をはかるとともに、認定についてより柔軟な対応をとられるよう行政への要請をお願いいたします。

また、機械部品や工業製品、諸外国との輸出入貨物や学校給食など扱い品目によっては、経営危機に陥っている企業も少なくありません。新型コロナウイルスの感染が収束し、経済が回復にむかう段において、物流が円滑に機能するためには、離職者の増加や企業倒産に歯止めをかける取り組みが必要です。

したがって、雇用調整助成金については、すでに給付要件の緩和や給付率アップなどの措置が取られておりますが、コロナ対策野党連絡協議会が掲げている10割補償や支給日数限度の延長などさらなる拡充がなされるよう関係各所への要請をお願いいたします。

4. 食品関連輸送の平常化に向けて

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて、地方自治体や政府より「外出自粛要請」や「緊急事態宣言」が発令されて以降、国民に対して不要不急の外出を控えるように要請されています。こうしたことから、国民の中には外出を控えるために食料品等の買いだめを行う傾向が出てきています。これに伴い、スーパーや小売店では商品の大量発注が行われ、製造現場では商品の増産等の対応がとられた結果、荷種によっては輸送量が通常の150%から300%の状態となっています。

その結果として、輸送事業者が指定時間に集荷に行っても、出荷製品がそろっていないために、荷待ち時間が発生する状況が続いています。また、配達先においても、大量に輸送されてきた商品等により荷下ろし場所の整理ができずに、荷下ろしにも待ち時間が発生しており、同様に、空容器やパレット回収にも通常以上の手間がかかるなど、悪循環となっています。関東圏内の集荷配達輸送にも関わらず、出庫から帰庫までの時間が16時間を超えてしまい、改善基準告示が順守することができない状況も発生しています。この状況が続いてしまうと、運転者の過労が蓄積し、安全運行にも支障をきた

す状況にあります。さらには、運転者不足が加速してしまい物流崩壊を招きかねません。

こうした状況を早期に改善するためにも、物流機能は通常通り維持されていることから、関連行政と連携し、物流崩壊を招かないためにも通常時の発注体制を堅持していただく旨、経済団体特に小売業界関係団体等に対し要請していただくよう、お願いいたします。

5. 新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応方法について

日々、全国で数百人を超える新型コロナウイルス感染者の感染報告が報道されています。今後、企業内に新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の対処方法等についての情報提供をお願いいたします。

感染者・濃厚接触者の取り扱い、事業所の消毒作業内容や依頼先、事業所閉鎖の期間と解除する判断材料など、感染者が発生してみないとわからないことなどを、事前情報として提供していただくようお願いいたします。

6. トラック運輸産業に対する諸負担の軽減について

荷種により、輸送量の差はあるものの、全国的に企業活動が低迷している中、社会インフラとしての物流を止めないために業務を遂行しています。人手不足の解消目途ができていない上に、運転者の雇用を維持していかなければならない現状において、このまま輸送量の減少が続けば企業の業績悪化が進み、企業存亡の危機に陥るとともに物流崩壊にも進みかねない懸念があります。

従業員の雇用維持のために、雇用調整助成金や資金繰り対策など等の助成・支援策が、貴協会や国から発表されていますが、トラック運送事業者の経営負担となっている各種税負担や高速道路料金等について、新型コロナウイルス感染拡大対策が落ち着き、日本経済の反転が見られるまでの期間、限定的に税負担の減免や料金の割引実施ができるよう、関係省庁や関係機関に対して要請していただきたく、お願いいたします。

以 上

別添資料：新型コロナウイルス感染症による組合員・職場等への影響について